

## ▲ I P 伝送（イーサアクセス）サービス契約約款 の廃止

(平成27年12月24日 NSク第500320号)

実施 平成28年 1 月 1 日

I P 伝送（イーサアクセス）サービス契約約款（平成18年 8 月 28 日 B B サ第145号）は、  
廃止します。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成28年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施前に、当社の I P 伝送（イーサアクセス）サービス契約約款（以下  
「旧約款」といいます。）の規定により当社が提供している次表左欄の I P 伝送（イ  
ーサアクセス）サービスに係る契約は、この約款実施の日において、当社の  
Universal Oneサービス契約約款（第3編）の規定により当社が締結した同表の右  
欄のUniversal Oneサービス第2種第2類に係る契約に移行したものとします。

I P 伝送（イーサアクセス）サービス 契約約款	Universal Oneサービス契約約款（第3 編）
I P 伝送（イーサアクセス）サービ ス	Universal Oneサービス第2種第2類

3 この約款実施前に、旧約款により締結された契約に係る期間等（最低利用期間を  
含みます。）に係る起算日等は、附則2の右欄の契約において、なお従前のとおり  
とします。

4 この約款実施前に、旧約款により生じた支払い又は支払わなければならなかった  
電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この約款実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損  
害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。